

平成23年 8 月30日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

8 番	立 松 新 治	9 番	山 本 芳 照
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義	民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦
開 発 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	服 部 保 巳	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	服 部 忠 昭	監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治
秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸
税 務 課 長	伊 藤 好 彦	収 納 課 長	服 部 誠
市 民 課 長	加 藤 恵 美 子	保 険 年 金 課 長	越 川 博 文
環 境 課 長	伊 藤 邦 夫	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長 兼 い こ い の 里 所 長	松 川 保 博	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	佐 野 隆

十四山総合福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
農政課長	青木和巳	都市計画課長	竹川彰
下水道課長	橋村正則	生涯学習課長	八木春美
十四山スポーツセンター館長	花井明弘	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若山孝司	書記	横山和久
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第5 同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6 同意第3号	教育委員会委員の任命について
日程第7 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8 諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第9 議案第41号	弥富市行政手続条例の一部改正について
日程第10 議案第42号	弥富市交通安全条例の一部改正について
日程第11 議案第43号	弥富市暴力団排除条例の制定について
日程第12 議案第44号	弥富市税条例等の一部改正について
日程第13 議案第45号	弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について
日程第14 議案第46号	平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
日程第15 議案第47号	平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第48号	平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第49号	平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18 認定第1号	平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第2号	平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第3号	平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21 認定第4号	平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22 認定第5号	平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23 認定第6号	平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第7号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第8号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 発議第1号 決算特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより平成23年第3回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（伊藤正信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月20日までの22日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの22日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（伊藤正信君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、弥富市長から平成22年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。また、厚生文教委員長より閉会中の継続調査・研究報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（伊藤正信君） この際、日程第４、同意第１号から日程第８、諮問第３号まで、以上５件を一括議題といたします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第３回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案を申し上げ、御審議いただきます議案は、同意３件、諮問２件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第１号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、飯田哲夫氏が平成23年９月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市松名三丁目41番地、飯田哲夫氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第２号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、岡田幹雄氏が平成23年９月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市平島町喜右味名26番地３、細江利夫氏を選任したいので、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第３号教育委員会委員の任命につきましては、小出隆通氏が平成23年９月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市鯨ヶ地二丁目37番地、浅野美喜子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、花井功氏が平成23年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市稲吉二丁目32番地、花井功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

諮問第３号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、福田正美氏が平成23年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市境町84番地、福田正美氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） ただいま服部市長から提案理由、推薦理由の説明がございました。

審議に入る前に、質問が佐藤議員から出ておりますので、佐藤議員。

○**6番（佐藤 博君）** 選任同意議案について質問をしたいと思います。

まず最初に、この選任同意議案というのは、これは重要な役職であるがために議会が同意をするという形で行われてきておるものであります。

市長の任命とか、あるいは団体が選ぶとか、そういうものとは違って、この同意する限りにおいては二元代表制である以上は、当然提案者の市長も議会も同等の責任をもって選任すべき重要な議題であると私は確認をしております。

そこで、まず最初にそれぞれの人について、市長はどのような観点から適任と判断をされたのか、その適任と判断をされた観点について質問をしたいと思います。

○**議長（伊藤正信君）** 服部市長。

○**市長（服部彰文君）** それでは、個々にお答えを申し上げていきたいと思ひます。

同意第1号の飯田哲夫氏でございますけれども、この方におきましては、先期からこの固定資産評価審査委員会委員をやっていたいておるわけでございます。この方は、私と前に同僚でございまして、経理畑で30年近く会社の中で、そういったことに対してされた方でございます、そういう会計上の問題等々においては大変詳しいというふうに思っているところでございます。引き続きお願いをしていきたいという形で提案をさせていただきました。

それから、同意第2号ということにつきましての細江利夫氏でございますけれども、この岡田幹雄氏の後任者としてお願いしていくわけでございますけれども、細江利夫氏につきましては、皆さんも御承知かと思っておりますけれども、商工会を取り巻く環境が現在では大変厳しい、また会員のニーズというのも非常に多様化しておるわけでございます。こういった社会経済環境の変遷、あるいは地方自治におけるさまざまな改革ということがあつたわけでございます。そうした形で私ども市町村合併というような形の中で進展してきたわけでございますが、そうした形の中、商工会会長として時代環境の要請に的確にこたえていただいております。そうした形の中での力量をお持ちだということでございます。また、御承知のように運輸会社の経営者として御活躍をいただいている。そうした形の中で経営にもすぐれた手腕を発揮していただいているという形の中で、専門的な立場からこういった形での固定資産の評価委員という形の中でお願いをしていくところでございます。

それから、同意第3号の小出隆通氏の任期満了に基づく浅野美喜子氏の任命でございますけれども、この提案理由の中にもございますけれども、ともかく浅野氏を私どもとしてお願いするのは、お手元の略歴のとおり十四山村夫人会会長あるいは愛知県女性教育指導員、あるいは蟹江警察署協議会委員を歴任され、さらには現在は本市の行政相談員や社会福祉協議会の理事を務められておるわけでございます。こうした略歴からして、浅野氏は教育委員として非常にふさわしい人格、あるいは識見を持ち、あるいは経歴を兼ね備えてみえるということでございますので、お願いをするところでございます。

また今回、浅野さんが教育委員になられた暁には、女性2人の教育委員ということでございまして、これは教育委員会からの御要望でもあります。今、教育委員は5名お見えになりますけれども、そのうちの女性、鈴木さんという方が1人でございます。今後は複数、2人で女性の立場から学校教育、あるいは社会教育という形の中での教育の仕事をさせていただきたいというふうに思っております。総合的に大きな力を発揮していただけるだろうというふうに思っております。

また、諮問第2号におきましては、こちらの方までお話しするんですか。よろしいですか。

○6番(佐藤 博君) 考え方。とにかく今のどのような観点から適任と判断をされたかという、そういうことについて……。

○市長(服部彰文君) じゃあ今お話をさせて……。

○議長(伊藤正信君) 佐藤議員。

○6番(佐藤 博君) 継続の人は、以前にもこれはわかっておるので別にあえて質問する必要はありませんけれども、特に新しい人については、どのような観点から適任と判断をされたか、その判断基準をきちっと説明していただきたい。

○議長(伊藤正信君) 服部市長。

○市長(服部彰文君) 申しわけございません。諮問第2号及び第3号につきましては、従来どおり歴任していただいておりますので、今後も引き続きお願いしたいということでございますので、省かせていただきます。

新しい方に対しましては、先ほど申し上げました商工会会長を歴任してみえます細江利夫氏。そして、教育委員会の方の委員におきましては、現在、社会福祉協議会の方で副会長を担当してみえます浅野美喜子さん、こういった形の中でお願いをしたいということでございます。先ほどお話をさせていただいた事由のとおりお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(伊藤正信君) 佐藤議員。

○6番(佐藤 博君) 特に、私は人事案件についてはできるだけ、やっぱり多くの方が今の市政に協力していただけるということで選任をしていく、これも一つの考え方。もう一つはやっぱりそれぞれの適材適所という考え方。これも非常に大事だと思っております。それから、もう一つは政治的議題になることなく、政局とか感情とか利害とかこういうようなものにできるだけ影響を受けない、そういうことに影響を受けないような選任が非常に大事だと、そしてベストな適材適所の人を満場一致で選んでいくというのが私は大事だというように今までずっとそのように考えてきたつもりであります。

そこで、私は今回、同意議案として出ております5人のうち、5人とも全部よく知っています。そして、前の3人の方は引き続いてと。新しい方についての2人について、特に私の

考え方を申し上げたいと思うのであります。この固定資産の評価審査委員にという細江さんについては、私は大変立派な人だと思っております。だからこそ、今、弥富市の商工会長として活躍をしておられるわけなんです。あえてそのような重職にある人、再度また、このような重要な人事で登用していくという、そういう考え方についていささか私は疑問を持っておるんです。できるだけそれぞれの方が兼任ではなくて、それぞれの場で精いっぱい活躍をしていただくと、この前議会でも、例えば議会の議員の中から農業委員等は選ばないようにしようという、これは兼務を避けるようにしようということで申し合わせをしたところであります。そんなようなことで広くたくさんの方に協力をしていただくということが大事だということで、私はこの重要な、今の大変厳しい経済状況の中で、商工会長として活躍をしていただいております方に、商工会の關係に精いっぱい打ち込んでいただく。これが大事な問題であって、あえてそういう方をまた固定資産の評価審査委員として市の方が登用するという、こういう考え方についていささか疑問を感じておるのであります。

それともう一つは、最初に申し上げたように政治的に問題になるようなことのないような、政局とか感情利害、こういうのはできるだけ避けるべきだということを私は申し上げてきたわけであります。

御承知のように細江さんは商工会長であると同時に、弥富市商工政治連盟の会長でもあります。政治活動もやっておられるわけであります。今回の市長選挙でも市長の推薦者の1人であります。商工政治連盟は、推薦をして、服部市長を応援するということで確認をされた経緯もあるわけであります。こういうのをやっぱり考えていくときに、そういう政治的なお手盛りの同意議案を選任するということについては、いささか問題があるのではないかと。むしろ商工会として、あるいは商工政治連盟として活躍をしていただく、そういう方向に全力投球をしていただくべきではないかと、こういうことから考えたらまだまだ弥富市の中には豊富な人材があると、私はこういうように思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

細江利夫さんの件でお尋ねでございますが、私も市民の皆さんの中には非常に専門的な知識をお持ち合わせの方、あるいは比類まれない指導力をお持ちの方、非常に信頼度の高い方等々たくさんお見えになることは十分承知をしているところでございます。

今回、そういった商工会の会長をやりながら、いわゆる固定資産の評価審査会の委員という形の中で、兼務ということをおっしゃるわけでございますけれども、これは例えば法を犯すような形の中での兼務があってはならないだろうとは思いますが、そうしたことはそれぞれの商工会の定めにも兼任業務の禁止であるとかといったことは記されておられません。そういった形の中においては兼任をされることについては何ら問題がないわけでございます。



そうした形の中、先ほども提案理由を述べさせていただきました、また細江さんにつきましてもお話をさせていただいたとおりでございます。そうした形の中で民間企業から発するさまざまな問題に対して対応していただくということについては適任であろうというふうに思っております。最後に申し上げますけれども、政局、感情、利害、そういったことに対して選んだつもりは毛頭ございませんので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 私が申し上げたいのは、重職の兼務。こういうことは避けるべきであるということはそれぞれの職に専念をしていただくと、こういうことが大事であろうということであります。ですから、できるだけ重職の兼務は避けていく。そして、その重職に専念をでき、そして、職務を全うされるように私は臨んでいくべきではないかと。

それともう1点はそういう政治連盟の会長であるということで、市長の推薦者、こういうことからいくとやっぱり政治的な配慮のにおいがすると言われても仕方がないと、こういうふうに思うわけですが、再度その点について伺います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどもお話させていただきましたけれども、多くの市民の皆様の中にはいろんな形の中で、知識であるとか指導力であるとか、そういうことをたくさんお持ちの方はお見えになるわけでございます。

しかし今回、例えば、細江会長が商工会の中で、あるいは個人企業という形の中での経営者としてその手腕を発揮されておるわけでございます。逆にそういう手腕こそ、あるいはある意味では固定資産評価委員という形の中での力になり得るということでございます。そういった形の中で兼任をすることにおけるメリットというのも出てくるわけでございまして、私はそういったことにも期待をしていきたいというふうに思っております。私との関係は一切ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 私との関係は一切ございませんと言っても、現実に商工政治連盟の会長として市長の選挙の推薦者ですよ。それは一切関係がないという言い方は妥当かどうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 一つそれぞれの組織の中で、こういう政治連盟という形で組織を新たに政治活動をするということは許されているわけでございます。それは佐藤議員も御承知のとおりでございます。そういう形の中で、政治活動をされるということは今までにもあったと思いますし、これからもそういうことはあろうかなあというふうに思っております。そういった形の中で、私の市長選挙に対しても政治連盟という一つの組織をつくられて、推

薦をいただいたといういきさつはございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 弥富市の中には、まだ適材適所で広く有能な人材があるということを承知しながら、そういう今の選任をされるから疑問が残るのではないかと、そういうことなんです。広くまだ人材があるということがわかっておるならば、今申し上げたような政治的なこととか、あるいは商工会長とかという、そういう重職を避けて今の選任をされることの方がベターじゃないかと、私はそう思うから申し上げておるのであって、何か異論がないというのなら、これはやっぱり市長、もっと一考を要する問題じゃないかと思うがどうですか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

佐藤議員の御意見として受けとめさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 佐藤議員の意見として受けとめておりますということであつたら、一考をされるかどうかということです。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回の固定資産評価委員会の委員として細江利夫氏をお願いするということについては、考え方を違う形で皆さんの前で申し上げることはございません。この方でよろしくお願い申し上げていきたいということです。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） そういう市長の姿勢ならそのように私たちも考えていけばいいわけがありますから、これは同意しかねる問題も起こってくると思います。

それから2点目の今の浅野さんですが、大変優秀な人であることはわかっています。しかし、この方もやっぱり社会福祉協議会の副会長もやっておられ、いろいろな要職を務めておられるんです。特に教育委員というのは、地域性というものを今まで重視してきておるはずです。今回はそういう点で、どういう観点から選任をされたのか、その点について地域性の考慮はあったかないか、その点について質問いたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 教育委員の今までの選任においては、議員各位も御承知のとおりでございます。そうした形の中で地域性ということを十分考えながら選任をさせていただいてるつもりでございます。以前の任期満了でおやめになります小出さんについては十四山地区から選任をされておるわけでございますので、浅野さんにつきましてもそのような考え方の中で、お願いをするところでございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 地域性を考慮されておるといって、私は申し上げたいと思うんですが、今回合併をして、確かに旧十四山村というのが1本だという考え方は妥当な考え方なんですけれども、学区制等から考えると、十四山地区は西部小学校と東部小学校とあって、常にこれが協力をし合いながら、また競争をし合いながらやってきたという経過があり、今もそのまま残っておると思っておるんです。そういう観点から行くと、小出さんは前に西部小学区でなっておられたわけです。二期やられたんですかね。そうすると、東部の方々から言われると今後は東部の地区で選んでいただきたいというような考え方を私は聞いておるわけですが、その点についての配慮はあったかどうか、お尋ねします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 確かに十四山におきましては十四山地区という形の中で、東部、西部という形の小学校があるわけでございまして、他の学区とは異にするわけでございますけれども、今回はそれを東部、西部という状況ではなくて、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、教育委員会から女性の登用をという形の話がございました。そうした形の中で現在の鈴木委員を含めまして、新たに浅野さんをお願いすることにおいて、女性の立場から社会教育、あるいは学校教育、そして地域という形の中での連動性をさらに高めていただきたい。そして子供たちのさらなる躍進というか、環境づくりに御努力いただきたいというふうに思った次第でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） そうすると、今、弥富のそれぞれの今までは小学校区、旧弥富町時代には小学校区を対象としてきました。合併をしたことによって、小学校区では教育委員の数が足らなくなる。そういうことから考えると、やっぱりそういう交代をすとか、学区を尊重するならば、そういうことも考える必要があると思うんですけども、そういう点は全く考慮しなかったとこういうように理解をしていいでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、佐藤議員は小学校区という形の中での話をされておるわけですが、今、中学校は弥中、北中、そして十中という形の中で、中学校区という形の中での範囲ということも十分考慮していかなきゃならないという形の中でございます。そうした形の中では現在は小学校区というよりも中学校区ということを中心に教育委員をお願いしているところでございます。そうした形の中で弥中の方で2名、そして北中で2名、そして十中の方で1名というような形で今回お願いをするところでございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 小学校区が正しいのかどうか、これは別として、地域感情としては、

そういうような今まで弥富の場合には五つあった。小学校は五つありました。白鳥、弥生、桜、大藤、栄南と五つあったわけです。前からも言われておったのは、白鳥の方でも1人欲しいと、これは前に議会でも問題があったように、そういったことから女性の鈴木さんですか、こういうのが今回選ばれておるわけであります。どこの時点でそういうような考え方を変えていくのか。

例えば、中学校区でいくという考え方になるなら、中学校区でいいですよ、別に。いいけれども、中学校区なりのそういうお互いの地域というのがあるわけなんですから、例えば弥生と白鳥であれば、弥生と白鳥で1人ずつ、今度弥富中学校の場合には、教育長は全体という考え方でありますから、これはいいと思いますが、旧鍋田地区、こちらの方で1人と。恐らくそういうことで選んでこられたと私は思っておるんです。そうすると十四山地区でもやっぱりそういうような西部、東部というようなこともありますから、そういうようなことも考慮する必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうことについての考え方はないということなら、ないで私はいいと思います。別に浅野さんがいいとか悪いとかということではなくて、選任をするときの配慮、そしてまたそれぞれの地域の方々の教育委員会から要望があったから女性を選びましたというだけでなく、例えば、十四山地区の出身の議員さん方にも一応、こういうような形で選びたいと思うがどうだろうかというような事前の配慮があったかどうか、これを聞きたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今までのいろんな形での選任人事案件、あるいは同意案件につきましてもそれぞれの形の中で、地域の議員の皆様からお話を伺うと、あるいは私どもがお話をさせていただくということではございませんでした。これは一つの議員からのお話として我々としては受けとめさせていただきながら今後に生かしていきたいというふうに思っております。しかしながら、そういったことに対して、各議員の皆様におかれましても、それぞれの任期がございますので、そうした形の中で日ごろから注視もしていただきたいという形をお願いしておきます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） そういうような特に教育委員の場合は地域性が非常に大事です。その他については大まかな地域性であって、細かい地域性はないですが、教育委員の場合にはまず第1番に人事権がある。人事がある、それから学校行事への参加、あるいはそういうところでの指導。大変重要なんです、これは。だから私は地域性というのは非常に重要だということを考えて私は今まで来ました。そういう点で市長はそういう考えはないということなら、ないということでもいいですが、私はそういうことも配慮するというのが円満な同意を求める要素ではないかと、このように考えますが市長、最後にどうでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 教育における人事権の問題につきましては、少し話が飛躍するかもしれませんが、愛知県の大村知事も新たな学校教育のあり方、その人事のあり方ということについても今回のマニフェストでお書きになっております。いわゆる県の単位から市町村単位で人事権を移したらどうだというようなこともあるわけですが、過日、私どもに対してもそのようなアンケート調査が依頼としてきました。

しかし、一度に大きく変化するということにつきましても大変問題があらうというふうに思っておりますし、市町村単位の中での人事権という形の中におきますと非常に硬直化ということもあるわけですので、私どもといたしまして、従来どおり県の方の大きな単位の中でお願いをしていければというふうに思っております。そうした形の中で、さまざまな形の教育に対する問題があらうかと思いますが、今後につきましては適材適所、そして本当に子供たちの教育環境、あるいは先生等の指導力ということに対して、大所高所から御意見をいただける方、そんなことをこれからも望んでいきたいというふうに思っております。浅野さんはまさに適任者であらうというふうに思っております。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 私は、間違えてもらってはいかんのは、例えば、細江さんにしても浅野さんにしても適任ではないとは言っておりません。有能な人であることは私、認めております。浅野さんの場合には私は教えた経過もありますし、優秀な人です。ところが今申し上げたようなことで、十四山全体を考えた場合に、そういう地域性とかあるいはいろいろな人事権、教育委員会には大変重要な人事権がある。だから学校の先生たちの動きというのもの、校長先生が先生については具申をしますけれども、しかし人事については教育委員会がきちっと県の方に申し入れをするという、こういう重要な人事権があるんです。だからそういう点でかなりの指導力が必要なんです。子供の指導ではなくて、先生の指導力も大事だということです。そういう観点で私はいろいろと地域性だとか、あるいは指導力だとか、あるいは政治的な問題を排除した形できちっと選任をして、みんなの同意が得られることが大事だということを常々申し上げてきたわけでありまして。しかし、一向に私が申し上げてきたことについては市長と考え方を異にする部分が多いわけでありまして、私はどれだけ質問したって市長は変わらんとしますから、別に変えようとは思いませんが、人事案件についてはそういうことできちっと皆さんの理解が得られるように今後配慮していただきたいと、このように要望しますがどうでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いずれにいたしましても、それぞれの委員におかれましては、それぞれの立場で弥富市という状況を考えていただく方でございます。地域のことはもちろんのこ

とでございますが、市全体のいわゆる成長であるとか発展であるということをお考えいただき、そういう大所高所から指導力をいただけるというふうに思っておりますので、今回は私もといたしましては細江さん並びに浅野さんの選任の人事案件については御理解をいただき、お認めをいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） だから、私が申し上げたことを今後の人事等で配慮する考えがあるかどうか、今後、その点についての最後の質問をしておきます。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私自身が配慮するということ、そういう形の中での判断ではなく、皆さんと一緒に検討させていただくという状況の中ではいろいろと御意見をいただくことは必要だと思っております。以上でございます。

○6番（佐藤 博君） 最後にしたかったんですけど、皆さんの意見をということだったら、事前にやっぱりそれは意見を聞くべきですよ。選んでしまってから、さあこれでどうだ、賛成か、反対かというようなやり方はちょっと強権的で望ましいやり方ではないと、私はそういうことをつけ加え申し上げて終わります。

○議長（伊藤正信君） 同意第1号から諮問第3号までの5件につきまして、佐藤議員から事前通告がございましたので、質問を受けました。

では、続きまして、同意第1号の質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認め、よって、本案は同意されました。

次に、同意第2号の質疑に入りますが、佐藤議員から個別の名前の質疑がございましたが、他に質疑の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑ありませんか。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君）　ここで佐藤議員からの質問もございましたので、採決に入りますが、採決は起立でお願いをしたいと思います。賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤正信君）　起立多数を認めます。

本案は同意されました。

次に、同意第3号の質疑に入ります。

この件につきましても、個別名前がございましたので、他に質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君）　質疑なしと認め、討論を求めます。

討論の方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君）　討論なしと認め、採決は起立でお願いしたいと思います。

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤正信君）　全員の賛成であります。

本案は同意をされました。

次に、諮問第2号をお諮りします。

諮問第2号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君）　異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦どおり決定をいたしました。

次に、諮問第3号をお諮りいたします。

諮問第3号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君）　異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦どおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9　議案第41号　弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第10　議案第42号　弥富市交通安全条例の一部改正について

日程第11　議案第43号　弥富市暴力団排除条例の制定について

日程第12　議案第44号　弥富市税条例等の一部改正について

日程第13　議案第45号　弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について

日程第14　議案第46号　平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

- 日程第15 議案第47号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第48号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第49号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号 平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第8号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（伊藤正信君） この際、日程第9、議案第41号から日程第25、認定第8号まで、以上17件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、法定議決議案5件、予算関係議案4件、決算認定議案8件でございまして、その概要につきまして御説明を申し上げます。

議案第41号弥富市行政手続条例の一部改正につきましては、新たに常用漢字が追加されたことに伴い、平仮名表記を漢字表記に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号弥富市交通安全条例の一部改正につきましては、高齢者の事故防止等を重要施策として取り組み、交通事故の減少を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号弥富市暴力団排除条例の制定につきましては、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第44号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、上場株式等の配当等、譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限の延長及び罰則の見直しをするものであります。

次に、議案第45号弥富市総合社会教育センター条例の一部改正につきましては、トレーニング室の用途変更に伴い、使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,834万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億2,072万5,000円とし、地方債の補正を計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修のため、電子計算処理等委託料3,675万円。

民生費におきましては、児童扶養手当1,125万円、いこいの里修繕工事費109万円。

後期高齢者医療費、療養給付費負担金過年度分1,432万8,000円。

農林水産業費におきまして、地域協議会負担金400万円、基盤整備促進事業補助金5,665万8,000円。

消防費におきまして、消火栓維持修繕料110万円、防災無線改修工事請負費69万円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、前年度繰越金4億566万7,000円、普通交付税1億9,493万6,000円、国からの児童扶養手当費負担金375万円、県からの基盤整備促進事業補助金3,876万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金3億6,606万8,000円、市債の臨時財政対策債1億6,200万円を減額するものであります。

次に、議案第47号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億9,000万円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費6,960万円、一般被保険者高額療養費2,000万円、後期高齢者支援金1億6,511万円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、その他繰越金1,835万2,000円、国民健康保険税9,000万円、前期高齢者交付金1億6,511万円を増額計上する一方、国民健康保険支払準備基金繰入金1,400万円を減額するものであります。

次に、議案第48号平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況に伴い、保険料等負担金過年度分を計上し、歳入歳出予算の総額を3億4,184万7,000円とするものであります。

次に、議案第49号平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において、過年度保険料の納付状況に伴い第1号被保険者保険料還付金、前年度保険給付費の額の精算に伴い、国庫補助金、県補助金、支払基金交付金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を20億3,472万7,000円とするものであります。

次に、平成22年度各会計の決算認定についてであります。

我が国の景気は、世界同時不況の影響により急速に悪化いたしました。回復の兆しもわずかに感じられるところでございます。しかし、経済状況は依然として厳しい状況にありま

す。本市においても税収の落ち込みについては、やや収束してきた感がありますが、経済情勢の不透明感から今後大きく好転する要素も見当たりません。このような状況の中、継続中の基盤整備事業、多様な住民要求にこたえるべき課題事業を推進するために、今後とも限られた収入をより効率的に執行してまいります。

平成22年度決算は、弥富市としての5回目の決算でございますが、厳しい財政状況の中、所期の目的をほぼ達成することができましたことは、市議会議員の皆様を初めとし、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

認定第1号平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額148億6,653万9,000円、これに対する歳入決算額151億1,739万6,822円で収入率は101.7%、歳出の決算額は143億1,891万2,360円で、執行率は96.3%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では1,481万円の増額となりました。その内訳は、法人市民税が8,745万円、固定資産税が1億6,550万円、軽自動車税が257万円、市たばこ税が1,082万円の増額となる一方、個人市民税が2億5,150万円減額となりました。市税以外の主なものでは、普通交付税が3億9,150万円交付され、歳入全体では前年に比べ2.6%、3億8,682万円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、第1次総合計画で定めた事項を政策目標として、市民の一体感の醸成、市民サービスの低下を招くことのないよう努力してまいりました。

総務関係では、庁舎改築等検討委員会を設置し、庁舎整備計画策定に向けて検討を始めました。また、巡回福祉バスに変えて、より効率的で利便性の高いコミュニティバスの実証運行を始めました。

福祉関係では、中学校卒業までの子供医療費自己負担分の全額助成制度、妊婦健診の後期負担回数14回を継続するとともに、ファミリーサポートセンターの事業の開始、弥生保育所の建てかえ工事、子育て支援センター、児童館、児童クラブが一体となった複合施設の開所などの保育環境整備に取り組み、少子・高齢化対策、子育て支援を図ってまいりました。また、公的医療機関である海南病院の新しい診療棟建設に当たり、地域全体での財政支援を開始し、女性特有のがん検診につきましては、国と連携し、5歳刻みに無料検診を実施いたしました。

環境関係では、住宅用太陽光発電設備等に対する補助制度を継続するとともに、新弥生保育所に太陽光発電設備を設置し、地球温暖化防止の取り組みを行いました。

基盤整備事業では、排水路、排水機場の整備で、湛水防除、緊急農地防災事業ほか農地・水・環境保全向上対策の推進など農業基盤整備、中央幹線道路などの幹線道路や生活道路の整備に努めるとともに、平成23年度末の完成に向けて、ひので公園整備事業を継続して実施してまいりました。

教育関係では、桜小学校南校舎、渡り廊下、十四山東部小学校北校舎の耐震補強工事、桜小学校の食器洗浄機取りかえ工事、弥富中学校の自転車小屋増設工事、弥富北中学校のプールろ過装置ろ材取りかえ、高架水槽の取りかえ工事、十四山東部小学校、十四山西部小学校、十四山中学校の門扉等設置工事、また普通教室への扇風機設置工事など教育環境の整備に努めるとともに、学校において障害のある児童・生徒への自立を支援するため、特別支援教育支援員を増員いたしました。また、体育の施設面では、子宝テニスコートの改修など、快適で安全な施設の整備を行いました。

次に、認定第2号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額39億113万7,952円、歳出決算額38億8,278万4,410円であります。

高齢化の進展等によりまして医療費の増大が続く中、支払準備基金の取り崩しにより対処しましたが、今後も厳しい財政運営が続くものと考えております。

次に、認定第3号平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに142万8,502円でありまして、医療制度改正に伴い老人医療制度から後期高齢者医療制度に移行したため、前年度に比べ大幅な減額となりました。

次に、認定第4号平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに8億8,359万4,351円でありまして、各事業計画に基づいて、公共用地を先行取得するものでありますが、土地取得特別会計所有の土地を一般会計で買い戻し、その同額を一般会計に繰り入れる措置により、前年度に比べ大幅な増額となりました。

次に、認定第5号平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額6億1,688万4,616円、歳出決算額5億6,202万8,638円でありまして、弥富北西部地区、十四山北部地区、十四山南部地区、広大海地区、鍋田地区及び十四山西部地区の施設の維持管理費を執行するとともに、十四山東部地区の管路及び処理施設の設計業務委託、並びに管路工事及び処理施設の建設工事を始めました。

次に、認定第6号平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額19億9,263万7,617円、歳出決算額19億6,660万452円、サービス事業勘定において歳入決算額3,778万6,533円、歳出決算額3,309万3,957円でありまして、介護保険制度の趣旨が市民の皆様には十分浸透し、認定事業及び施設・在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第7号平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額9億2,750万9,925円、歳出決算額8億8,445万5,013円でありまして、第1期の供用を開始し、平島、前ヶ須、操出、狐地及び三稲地区の管渠布設工事等の面整備事業を引き続き積極的に進めてまいりました。

次に、認定第8号平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまし

ては、歳入決算額 3 億4,155万2,969円、歳出決算額 3 億3,852万4,804円であります。

平成22年度弥富市決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 議案は担当部長に説明をさせ、補正予算及び決算は説明を省略いたします。

まず伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議案第41号弥富市行政手続条例の一部改正について、御説明申し上げます。

1 枚はねていただきまして、弥富市行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、新たに常用漢字が追加されたことに伴いまして、本則中の「名あて人」の「あて」の平仮名表記を漢字の「宛」を使い、漢字表記の「名宛人」とする条文整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。

附則、この条例は公布の日から施行するものであります。

次に、議案第42号弥富市交通安全条例の一部改正について御説明申し上げます。

3 枚はねていただきまして、弥富市交通安全条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

第 1 条から第 6 条につきましては、主に条文の整備でございます。第 7 条より第10条につきましては、高齢者の事故防止等を重要施策として取り組み、交通事故の減少を図るために新たに条文に加えるものでございます。第 7 条、高齢者の事故防止、第 8 条、飲酒運転の根絶、第 9 条、自転車の事故防止、第10条、シートベルト等の着用の推進について、市、市民、事業者等の取り組みについて規定するものでございます。第11条、第12条につきましては、新たな条文の追加による条文の繰り下げ及び条文の整理を行ったものでございます。第13条につきましては、交通死亡事故等発生時の措置として必要があると認めるときは、総合的な交通事故防止対策について関係機関と協議し、必要な措置を講ずるものとするものでございます。

附則、この条例は平成23年10月 1 日から施行するものであります。

次に議案第43号弥富市暴力団排除条例の制定について、御説明を申し上げます。

この条例を制定しますのは、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保するために制定するものでございます。

3 枚はねていただきまして、弥富市暴力団排除条例のあらましをごらんいただきたいと思ひます。

1 番、第 1 条関係でございますが、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保することを目的とすることとしたものでございます。

2. 第 3 条関係でございますが、暴力団の排除に関する基本理念について定めることとしたものでございます。

3. これは第 4 条、第 5 条関係でございますが、市及び市民等の責務を定めることとしたものでございます。

4. 第 6 条関係でございますが、公共工事その他の市の事務または事業から暴力団を排除するための必要な措置を講ずることとしたものでございます。

5. 第 7 条関係でこれは市長もしくは教育委員会または指定管理者が公の施設で暴力団の活動に利用されることにより、暴力団の利益になると認めるときは公の施設の利用の許可をしないことができることとしたものでございます。

6. 第 9 条関係でございますが、市は県及び推進センター等と連携し、青少年が暴力団に加入しないよう、青少年に対する指導及び助言、その他の取り組みを行うよう努めることとしたものです。

7. これは第 10 条関係でございますが、市は県及び推進センター等と連携し、市民等が暴力団の排除の機運を醸成するための広報及び啓発を行うこととしたものであります。

附則、この条例は平成 24 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議案第 44 号弥富市税条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

14 枚はねていただきまして弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんいただきたいと思っております。

1. 寄附金税額控除の拡大に伴いまして適用下限額を 5,000 円から 2,000 円に引き下げることにしたものでございます。なお、改正後の弥富市税条例第 33 条の 7 は控除額の計算方法の記載が削除され、控除額は地方税法第 314 条の 7 の規定により計算した額とすることとしたものでございます。

2. 国税の罰則の見直しを踏まえ、地方税に関する罰則について必要な措置が講じられ、過料を 3 万円から 10 万円に改正されたものでございます。なお、関係条文は弥富市税条例第 7 条、第 35 条の 4、第 51 条の 10、第 68 条、第 79 条で第 92 条の 2（たばこ税に係る不申告に関する過料）と、第 109 条の 2（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）を新設したものでございます。

3. 寄附金税額控除等の改正に伴い、関係条文を改正することとしたものでございます。

4. その他法律及び地方税法等の改正により軽減税率の延長等必要な事項を改正することとしたものでございます。

5. 附則としまして、この条例は公布の日から施行することとし、ただし附則の各号に掲

げる規定は当該各号に定める日から施行することとしたものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 次に、山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 議案第45号弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表第2、第5条関係でございますが、これは総合体育館使用料のことでございます。総合社会教育センターの従来のトレーニング室を廃止し、用途を多目的室に変更しましたので、従来ありました多目的室を第1多目的室というふうに名称のみを変更し、廃止をしましたトレーニング室を新たに第2多目的室と第3多目的室として利用できるようにしたものでございます。

使用料につきましては、右側の改正案のとおりでございます。

括弧内につきましては、冷暖房利用時の使用料となっています。使用時間帯につきましては、左側の方から午前9時から午後0時までの使用、次が午後1時から午後5時までの使用、それから午後5時から午後10時までの使用と、一番右側が全日午前9時から午後10時までの使用ということになっております。

附則、この条例は平成23年10月1日から施行する。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 説明が終わりました。お諮りをいたします。

本案17件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案17件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 発議第1号 決算特別委員会の設置について

○議長（伊藤正信君） 日程第26、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

○12番（三宮十五郎君） 本件につきましては、お手元に配付されております決算特別委員会の設置についてでございます。

申し合わせによりまして、議会運営委員長の私が提出者、議会運営委員の全員が賛成者ということでございまして、お手元に配付の9名の委員を選任するものでございます。御同意よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮十五郎議員から提案の説明がございました。

これより質疑に入ります。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりとするので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時07分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 立 松 新 治

同 議員 山 本 芳 照

